

鳴門市セミセルフレジ導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

公告	令和 5 年 8 月 18 日(金)
質問受付期間	令和 5 年 8 月 18 日(金)～8 月 24 日(木)午後 5 時
質問への回答日	令和 5 年 8 月 28 日(月)
参加表明書提出期間	令和 5 年 8 月 18 日(金)～9 月 1 日(金)午後 5 時
参加資格確認結果の通知	令和 5 年 9 月 5 日(火)
業務提案書等提出期限	令和 5 年 9 月 12 日(火)午後 5 時
提案書等の審査及び評価	令和 5 年 9 月下旬予定
審査結果の通知	令和 5 年 9 月下旬頃

※上記日程は都合により変更となる場合がある。

## 1 業務概要

- (1) 業務の名称 鳴門市セミセルフレジ導入業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 「鳴門市セミセルフレジ導入業務仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで  
※セミセルフレジ（キャッシュレス端末を除く）については令和 6 年 1 月中の稼働とする。
- (4) 見積上限額 10,886,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
※POSシステム内蔵レジスター及び自動釣銭機並びにキャッシュレス端末の導入及び設置に要する費用（初期設定費用等含む）。  
※運用開始後の保守管理に係る費用は含まない。ただし、保守管理費用も選定にあたっての評価の対象とする。
- (5) 担当部署 鳴門市 会計課（鳴門市本庁舎 2 階東側）  
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170  
TEL：088-684-1133 FAX：088-684-1336  
Mail：kaikei@city.naruto.i-tokushima.jp

## 2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 次の①又は②を満たす者
  - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者。

- ② 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、参加申込手続に必要な書類（別紙①）を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
  - (3) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日制定）による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 8 月 1 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (6) 過去 5 年以内において、地方公共団体との間で類似業務（セミセルフレジ又はキャッシュレス決済）の導入実績（契約期間中であるものを含む。）を有すること。
- ※セミセルフレジ設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で参加する場合は、構成する企業等のそれぞれが第 1 号から第 6 号までの条件を満たすこと。

### 3 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。

#### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書（様式 1）
- ②会社概要（様式 3）
- ③類似業務受託実績調書（様式 4）
- ④共同事業体協定書（別紙③参考様式：共同事業体で参加する場合は必要）

※セミセルフレジ設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で参加する場合は、プロポーザル参加表明書を連名で提出すること。また、その他の書類は事業者ごとに準備をし、1つの事業者が取りまとめて提出すること。なお、共同参加の場合は原則として対応窓口を 1 か所に統一すること。

(2) 提出部数 各 1 部

(3) 提出先 1 (5) 記載の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと）

(5) 提出期限

令和 5 年 9 月 1 日(金) 午後 5 時（必着）

#### 4 参加資格の確認及び通知

##### (1) 参加資格の確認

参加表明者について、本プロポーザルの参加資格を有するか審査を行うものとする。参加表明者は、本市から参加表明書等の提出資料についての説明を求められた場合、これに応じなければならない。

##### (2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和5年9月5日(火)までに通知する。なお、本通知が令和5年9月6日(水)正午の時点で届かない場合は、必ず1(5)記載の担当部署に問い合わせること。

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

##### (1) 提出方法

質問書(様式10)を電子メールで提出。

※質問書提出後は必ず提出先に電話連絡を行うこと。

また、所定の様式以外で提出された質問及び口頭又は電話等での質問は受け付けない。

##### (2) 提出先 1(5)に記載の担当部署

##### (3) 提出期限

令和5年8月24日(木)午後5時

##### (4) 回答方法

質問及び回答内容は、令和5年8月28日(月)までに、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

#### 6 業務提案書等の提出

##### (1) 提出書類

① 業務提案書表紙(様式2)

② 業務提案書(A4任意様式)

文字フォントは10ポイント以上とし、A4サイズを基本とすること。

③ セミセルフレジ機能仕様書(様式11)

④ 経費見積書(任意様式)

⑤ 経費総額提案書(様式12)

##### (2) 提出部数 正本1部及び副本7部

##### (3) 提出先 1(5)記載の担当部署

##### (4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)によるものとし、メール及びファクスでの提出

は認めない。

(5) 提出期限

令和5年9月12日(火) 午後5時(必着)

(6) 業務提案書の記載項目

鳴門市セミセルフレジ導入業務仕様書及び評価基準の評価項目等の内容を踏まえて作成すること。

※セミセルフレジ設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で提案する場合は、業務提案書表紙を連名で提出すること。また、その他の書類は事業者ごとに準備をし、1つの事業者が取りまとめて提出すること。

## 7 業務提案書等の審査

(1) 審査方法及び受託候補者の決定

- ①業務提案書等の審査及び評価は、審査委員会において行う。評価項目、配点は、別紙②のとおりとする。
- ②最終評価点の合計点の最も高かった者を受託候補者とし、最終評価点が同点の場合は、審査委員会において順位を決定する。なお、提案者が1者であった場合も審査及び評価を行い、総得点の6割を超える場合は、受託候補者として決定する。

(2) プレゼンテーション

- ①審査会は、9月下旬に開催予定であり、詳細は参加申込者に別途通知する。
- ②プレゼンテーションの参加は、1者あたり4人までとする。
- ③提案内容の説明時間は30分まで(準備時間は含まない)、審査委員からの質疑応答は20分を目安とする。
- ④電子モニターは発注者が手配するが、パソコン、レーザーポインタ等は提案者が用意すること。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ①審査結果は、候補者決定後、参加表明者全員に対して速やかに通知する。
- ②審査の結果は、後日、市公式ウェブサイトに公表する。  
公表内容は、審査委員会の日時及び審査委員会の委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目得点及び合計得点とする。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 業務提案書等の提出方法、提出期限等が本要領に適合しないとき。
- (2) プロポーザルの実施途中において、本要領2に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。
- (3) 本要領1(4)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(5) その他審査結果に影響を及ぼす不正行為を行ったとき。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約締結

別紙仕様書、受託候補事業者の業務提案書をもとに、受託候補事業者と導入時期及び契約内容等の協議を行い、合意に達した場合、受託事業者として決定する。なお、当件は受託事業者の決定後、別途リース契約業者を応募型指名競争入札により決定し、リース契約を締結する。

### (2) 仕様書の取扱い

契約に添付する仕様書は、受託事業者との合意内容を反映させるため、双方が必要と認める場合には、別紙仕様書の内容に対して追加及び変更ができるものとする。

### (3) 再委託

受託者は、受託者以外の者に作業を実施させる必要が生じ、当該作業が再委託に該当する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けること。

### (4) 次順位者の繰上げ

失格その他の事由により受託候補事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加者のうち、評価点数が上位であった参加者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

### (5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 10 業務提案等に関する留意事項

- (1) 参加表明書及び業務提案書等は、提出期間内に提出されたものに限り受け付け、郵便事故等については、市はその責を負わない。また、提出された参加表明書及び業務提案書等は返却しない。
- (2) 業務提案書等の提出後の書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- (3) 業務提案書等の作成及び提出、審査委員会の出席に要した費用、その他一切の経費については、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 業務提案書は非公開とするが鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34条)に基づく請求などにより公開される場合がある。ただし、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当する部分があると考えられる場合は、書面で申し出ること。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 業務提案書等に係る著作権は、原則として提案事業者に帰属する。ただし、契約者の業務提案書等の著作権は、成果品を発注者に引き渡したときに

発注者に移転する。

(8) 本業務提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

(9) 本プロポーザルに関して、追加及び修正する情報があった場合には、市公式ウェブサイト公表する。

1 1 提出先・問い合わせ先

1 (5) 記載の担当部署